

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和5年6月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200125 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300009 号

第 1 結論

請求者の A 事業所（現在は、B 事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 49 年 4 月 8 日、喪失年月日を昭和 50 年 4 月 1 日に訂正し、昭和 49 年 4 月から昭和 50 年 2 月までの標準報酬月額を 8 万円、昭和 50 年 3 月の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

ただし、昭和 49 年 4 月 8 日から昭和 50 年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 4 月 8 日から昭和 50 年 4 月 1 日まで

私は、請求期間において、C 支所に臨時職員として勤務していたが、当該期間に係る年金記録はない。所持する給与明細によると厚生年金保険料は控除されていないが、同期間に別の支所で臨時職員として勤務していた私の友人には厚生年金保険の被保険者記録があり、年金事務所の職員からは、勤務地によって厚生年金保険の取扱いが違うということはないと聞いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及び B 事業所から提出された人事異動通知書、同事業所の回答並びに請求者が提出した給与袋により、請求者は昭和 49 年 4 月 8 日から昭和 50 年 3 月 31 日まで、C 支所に臨時職員として勤務し、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務実態があったものと認められる。

また、上記給与袋に記載されている給与明細から、請求者は請求期間のうち、昭和 49 年 4 月から昭和 50 年 2 月までは 8 万円、昭和 50 年 3 月は 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する給与が事業主により支払われていたものと認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、上記給

与明細によると、請求者の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、B事業所は、「請求者の請求期間に係る給与支払及び保険料控除が確認できる賃金台帳等の資料は保管しておらず、請求期間当時、支給する給与から厚生年金保険料を控除せず、別途、徴収することがあったか否かは不明である。」旨を回答し、C支所も、「保存期間経過のため、請求者の請求期間に係る資料等は保管していない。」旨を回答しており、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を徴収されていたことは確認できない。

また、請求者は、請求期間において、C支所に正規職員として勤務していた者及び請求者とは別の支所で臨時職員として勤務していた者の名前を挙げていることから、このうち、連絡先が判明した2名に照会を行ったが、2名とも、請求者の請求期間における厚生年金保険への加入状況やA事業所管内の支所に2か月以上勤務していた臨時職員に係る厚生年金保険の取扱い等について、「知らない、覚えていない。」と回答している。

さらに、請求期間において、A事業所管内の支所に臨時職員として勤務していたことが確認できた3名の年金記録を確認したところ、当該期間において、3名とも厚生年金保険の加入記録はなく、うち2名は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、連絡が取れた1名は、国民年金に加入した理由について、「臨時採用だったので、厚生年金保険には入れないと言われた。」と回答していることから判断すると、請求期間当時、同事業所では、必ずしも全ての臨時職員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない上、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができない。

以上のことから、請求期間については、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和49年4月8日、喪失年月日を昭和50年4月1日、当該期間の標準報酬月額を上記給与明細により確認できる給与額から、昭和49年4月から昭和50年2月までを8万円、昭和50年3月を9万8,000円とし、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200127 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300010 号

第 1 結論

請求者の A 社（現在は、B 社）における平成 30 年 12 月 25 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 12 月 25 日

A 社から請求期間に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録がないので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に支給された賞与については、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 1 月に、事業主から健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が年金事務所に提出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

しかしながら、請求者に係る平成 30 年 12 月 25 日を賞与の支給日とする賞与台帳により、請求者は、請求期間において、A 社から 30 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できることから、当該期間の標準賞与額を 30 万円に訂正し、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

一方、商業登記簿によると、請求期間当時、請求者は、A 社の代表取締役であったことが確認できるところ、請求者は、「受付、営業に従事しており、経理関係は従業員

に任せていた。」旨陳述しており、B社は、「請求者は、当時、営業を担当していて給与計算及び社会保険事務に関与する立場にはなかった。請求期間については、当時の社会保険事務担当者が賞与支払届の提出を失念したことによるものである。」旨回答していることに加えて、日本年金機構は、A社における厚生年金保険料の滞納の事実はない旨回答していることから、これらの事情を総合的に判断すると、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当するとはいえない。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年1月に年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300003 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300011 号

第1 結論

請求者のA社における令和元年6月28日の標準賞与額を71万2,000円に訂正することが必要である。

令和元年6月28日の訂正後の標準賞与額については、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成5年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年6月28日

請求期間に支給された賞与について、事業主が賞与支払届の提出を漏らしていたため、年金記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した賃金台帳により、請求者は、令和元年6月28日にA社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成31年*月*日から令和元年*月*日まで）に係る厚生年金保険料の徴収の特例の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主から産前産後休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収の特例の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨が定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額から71万2,000円とし、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。